社会福祉法人聖徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う ため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日~令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:年次有給休暇取得率を80%以上にする。

<対策>

●令和5年 4月~ 年次有給休暇取得状況を調査する。

●令和5年10月~ 80%未満の取得率の場合は、部署ごとで課題を検討し、

改めて 取得に向けた具体的方法を策定し、実施する。

●令和6年以後

各年 4月~ 年次有給休暇取得状況の再調査、分析を行う。

●令和6年以後

各年10月~ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標2: 常勤職員全体の男女の賃金の差異をなくす(差異100%)。

<対策>

●令和5年 4月~ 常勤職員の男女別の賃金状況を調査する。

男女の賃金の差異がある場合は、法人で課題を検討し、差異

100%に向けた具体的方法を策定し、実施する。

●令和6年以後

各年 4月~ 常勤職員の男女別の賃金状況を再調査する。

男女の賃金の差異がある場合は、法人で課題を検討し、差異

100%に向けた具体的方法を策定し、実施する。